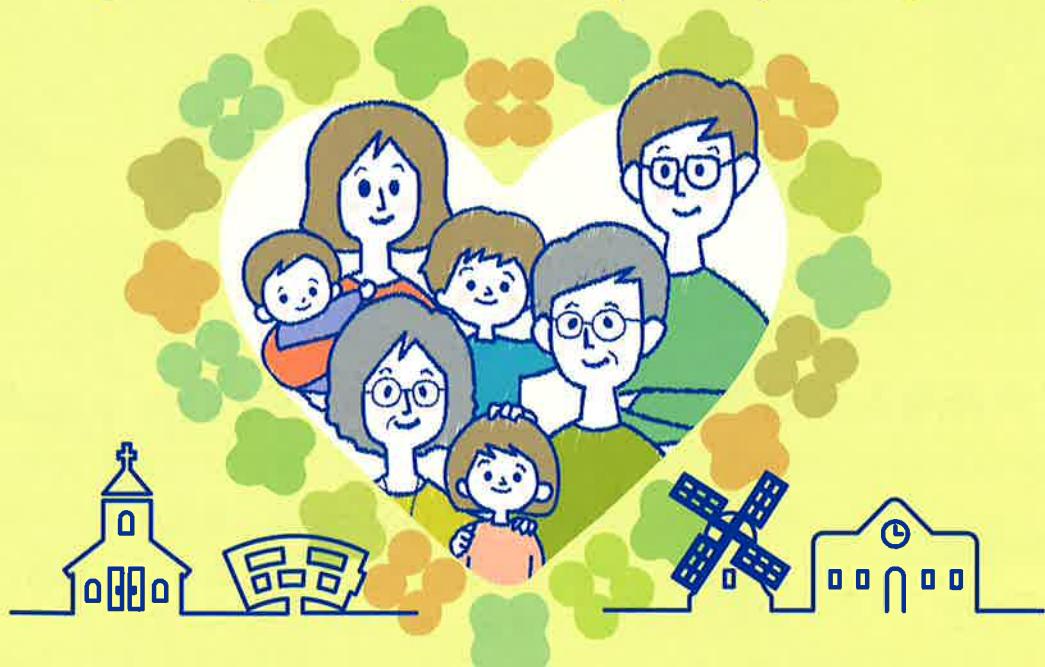


しょうがい ひと ひと とも い
障害のある人もない人も共に生きる
へい わ なが さき けん じょう れい
平和な長崎県づくり条例



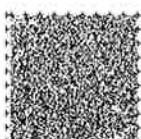
この条例は、障害や障害のある人に対する県民の理解を深め
障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、
あらゆる社会活動に参加することができる
共生社会の実現を目指して制定されました。
障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、
共に生きる平和な長崎県づくりを進めていきましょう。

「障害のある人」とは？

この条例では身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害など心身の機能の障害があり、これらの障害と社会的障壁によって、継続的又は断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を「障害のある人」と規定しています。



ほん おんせい いち にんしき きり こ い
本リーフレットには、音声コードとコードの位置認識のため、切り込みを入れています。
ようおんせい ユニ ポイス ブラインド おんせいじょうほう き
スマホ用音声コードリーダーアプリ(Uni-Voice Blind)で音声情報を聞くことができます。



Uni-Voice

しうがい

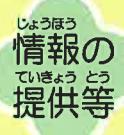
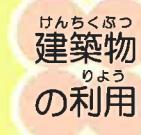
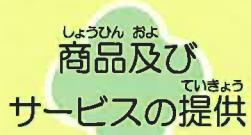
ひと たい

さべつ

きんし

障害のある人に対する「差別」を禁止しています！

この条例では、何人も障害のある人に対して差別をしてはならないと規定しており、
公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人に対して「障害のある人に対する差別の禁止」を求めています。また、条例では日常生活や社会生活での10の個別分野における差別行為の禁止を特に定めています。



障害のある人に対する差別とは…



「不均等待遇」を
行うこと

特別な事情がないのに障害や障害に関連することを理由として、区別、排除、制限をしたり、条件を課すなど、障害のない人と異なる取扱いをすることが差別に当たります。

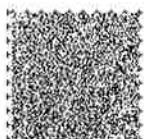
「合理的配慮」を
怠ること

障害のある人が障害のない人と同等に権利を行使したり、障害のない人と同等の機会や待遇を受けるために必要な現状の変更や調整（過度な負担が生じない範囲のもの）を行うことを「合理的配慮」といい、障害のある人の求めがあった場合に、特別な事情がないのにこれを怠ると差別に当たります。

質問 その1

障害を理由として不均等待遇をしたり合理的配慮をしないと、どんな場合でも「差別」となるのですか？

一見、差別にあたると思われる行為であったとしても、「客観的に正当かつやむをえないと認められる特別な事情」がある場合は差別には当たりません。また、「合理的配慮」については、障害のある人等から求めがあっても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担となり応じることができない場合は、差別には当たりません。



不均等待遇の例

特別な事情がない場合は、次のような行為を行うと不均等待遇に当たり差別となります。

● 福祉施設や医療機関で・・・

障害を理由として福祉サービスや医療の提供を拒んだり、制限したり、条件をつける。

● お店で・・・

車いすの利用や補助犬の同伴を理由に入店を断る。

● アパートの契約で・・・

障害を理由として部屋を貸さない。



合理的配慮の例

障害のある人の求めがあった場合は、過度な負担にならない範囲で次のような障害の特性に応じた配慮を行うことが必要です。

● 視覚障害のある人に対して

会議などで点字、拡大文字、テキストデータの資料を準備する。

● 肢体不自由のある人に対して

車いすや杖などを利用する障害のある人が、段差のある箇所を通行する際に補助する。

● 内部障害のある人に対して

多くの人が利用する建物の改修や新築を行う際、トイレをバリアフリー化したり、オストメイト対応にする。

● 精神障害のある人に対して

雇用の際に、障害の状況に応じた仕事のローテーションをくんだり、カウンセリングや通院のための休暇を認める。

● 難病を原因とする障害のある人に対して

「障害のある人」の中には、難病を原因とする障害を持つ人も含まれます。難病に罹患した人は障害があることが見た目にはわかりづらいですが、体調の変動が激しく、座ったり、横になることが多い、ストレスや疲労により症状が悪化しやすい、定期的な通院が必要であるといった疾患管理上の条件などから、様々な生活のしづらさを抱えています。これらの人から求めがあった場合にも、その人の障害の特性に応じて対応してほしい内容を確認のうえ、配慮が必要になります。

● 聴覚障害のある人に対して

説明会などの際に手話通訳者や要約筆記者を配置する。

● 知的障害のある人に対して

サービス内容や利用申込みに必要な書類をゆっくりわかりやすく、丁寧に説明したり、写真やふりがなを入れた資料を使用して、理解しやすいように説明する。

● 発達障害のある人に対して

抽象的な表現を避け、絵や写真を活用するなど具体的に説明する。待ってもらう必要がある場合や時間に余裕のないときは、概ねの待ち時間や対応できる時間などをあらかじめ伝えておく。



障害のある人に対する差別に関するご相談窓口

ながさきけんふくしほけんぶしょうがいふくしか こういきせんもんそうだんいん そうだん
長崎県福祉保健部障害福祉課の広域専門相談員へご相談ください。

電話 095-895-2450

月曜～金曜の午前9時から午後5時(祝日と年末年始は休み)

FAX

095-823-5082

Mail

s04100@pref.nagasaki.lg.jp

住所

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

※県内各地に配置されている「地域相談員」については、お問い合わせ
いただくながさきけんじょうれいけんさく検索、
か「平和な長崎県づくり条例」で検索してください。



平和な長崎県づくり条例 検索

質問 その2

誰でも相談できますか？

障害のある人をはじめ、家族、支援担当者、学校・職場の人、友人などどなたでも相談することができます。

差別と考えられる事案のほか、自らの行為が差別に当たるのかなど、この条例に基づく
地域相談員や広域専門相談員が相談に応じます。ひとりで悩まず、安心してご相談ください。

障害を理由に差別をした場合には罰則がありますか？

この条例には、差別行為に対する罰則はありません。なぜなら、差別に関するトラブルが
発生した場合は、障害のある人とないとの間で話し合いにより円満な解決を図ってもらう
ことを基本にしているからです。それをサポートするために相談体制が整備されています。
また、当事者間での解決が困難な場合は「障害のある人の相談に関する調整委員会」が、
公正中立な立場から当事者に対して助言やあっせんを行うこととしています。

平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)がスタートしました。

条例と同じように、障害を理由とした差別が禁止されています。

役所など行政機関	会社・お店など民間事業者
ふどうさべつき 不当な差別的 取扱い	しては いけない
ごうりてきはいりよ 合理的配慮	しては いけない

